

する費用を支出し て介護を受けた日 がある場合にあつ ては、当該介護に 要する費用として 支出された額が三 万八千九百円以下 であるときに限る。)	介護に要する費 用として支出さ れた額)	
する費用を支出し て介護を受けた日 がある場合にあつ ては、当該介護に 要する費用として 支出された額が三 万七千六百円以下 であるときに限る。)	介護に要する費 用として支出さ れた額)	

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、令和五年四月一日以後の期間に係る介護補償についで適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。